

「歩くまち・京都」推進会議設置要綱

平成22年5月26日決定

(趣旨)

第1条 人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指して策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略（以下「戦略」という。）の進ちょくを総合的に点検し、戦略のフォローアップや社会情勢の変化も踏まえた充実及び見直しを継続的に行うため、「歩くまち・京都」推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 戦略に掲げた実施プロジェクトの進ちょくの総合的な点検
- (2) 社会情勢の変化も踏まえた戦略の充実及び見直し
- (3) 「歩くまち・京都」の推進に関する協議会等との連携

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人程度をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、京都の交通まちづくりについて高い見識を持つ者等から、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

- 2 必要があると認めるときは、委員以外の専門的知識を有する者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門委員)

第7条 推進会議に、専門の事項を調査、研究し、又は審議させるために必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、京都の交通まちづくりについて高い見識を持つ者等から、市長が委嘱する。

(推進マネジメント会議)

第8条 推進会議に、戦略に掲げた実施プロジェクトを着実に推進するマネジメント体制として、専門の事項を調査、研究し、及び審議させるため、「公共交通ネットワーク推進会議」、「未来の公共交通推進会議」、「スローライフ京都」推進会議の3つの推進マネジメント会議を置く。また、必要に応じて、その他の推進マネジメント会議を置くことができる。

2 推進マネジメント会議は、会長が指名する委員、及び市長が委嘱する者をもって構成する。

3 推進マネジメント会議に、議長を置く。

4 議長は、委員のうちから会長が指名する。

5 議長は、その推進マネジメント会議の事務を掌理する。

6 推進マネジメント会議に、具体的に戦略の実施プロジェクトを推進するに当たって、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の推進会議は、市長が招集する。